

## 旭川移住促進協議会規約

### (名 称)

第1条 この会は、旭川移住促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、持続的な圏域の維持を見据え、移住希望者の移住の実現や移住者（転入者含む。以下同じ。）の暮らしの充実に資する取組を官民連携で効果的に進めることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本市への関心層、移住希望者及び移住者に対するPRや情報提供に関すること
- (2) 本市への関心層、移住希望者及び移住者に対する体験・交流の場の提供や支援に関すること
- (3) 移住者の相談や受入れ、情報管理等に係る仕組みづくり等に関すること
- (4) その他協議会で必要と認めたこと

### (組 織)

第4条 協議会の役員は、次の各号に掲げる団体に属する者をもって構成する。

- (1) 公益社団法人 北海道宅建協会旭川支部
- (2) 特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会
- (3) 一般社団法人 大雪カムイミンタラDMO
- (4) 旭川市

### (役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長
  - (2) 副会長
  - (3) 委 員
  - (4) 監 事
- 2 会長は、互選とする。
- 3 副会長、委員及び監事は、第4条に掲げる団体に属する者のうちから会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 委員は、協議会の業務を推進する。
- 4 監事は、協議会の会計及び業務を監査する。

(任期等)

- 第7条 役員は、委嘱された日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
  - 3 会長は、前2項の規定により役員に変更があった場合は、次の会議において報告する。ただし、会議までに日数がある場合においては、書面で報告することができる。

(会議)

- 第8条 協議会は、第3条の規定に掲げる事業について、第5条第1項に定める役員により具体的な検討及び調整を行うため必要に応じて会議を開催する。なお、会長が必要があると認めるときは、書面により行うことができる。
- 2 協議会は、会長が招集する。
  - 3 協議会の議長は、会長とする。
  - 4 協議会は、協議会の規約、事業計画、予算、決算及びその他重要な事項を審議する。
  - 5 協議会は、役員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない事由により欠席する場合は、議案の議決にかかわる意志を他の役員に委任することができる。
  - 6 委任状の提出があった場合は、その者を出席人員に含めるものとする。
  - 7 協議会の議事は、出席役員過半数の賛成をもってこれを決定する。可否同数の場合は、会長の決定するところによる。
  - 8 会議の運営等に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(部会)

- 第9条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。
- 2 部会には、部会長1名、副部会長1名を置く。
  - 3 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(幹事会)

- 第10条 会長は、必要があると認めるときは、幹事会を開催することができる。
- 2 幹事会は、第4条の規定に掲げる団体に属する者や事業の運営に必要な者とし、会長が任命する。
  - 3 幹事会は、必要に応じて事務局長が招集する。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を旭川市地域振興部地域振興課に置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他職員を置く。
  - 3 事務局長は、旭川市地域振興部地域振興課主幹とし、事務局次長その他の職員は、事務局長が指名した者をもって充てる。
  - 4 事務局に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(サポート会員)

第 12 条 会長は、第 4 条の規定に掲げる団体のほか、第 2 条の目的に賛同し、入会の手続を完了した者をサポート会員とすることができる。

2 サポート会員は、会長が認める場合、第 9 条及び第 10 条に定める会議に参加することができる。

(会計)

第 13 条 協議会の実施する事業の経費は、負担金、協賛金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(解散)

第 14 条 協議会の決定をもって解散する。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年 7 月 22 日から施行する。